

平成30年11月16日
国土交通省東北地方整備局
磐城国道事務所

国道6号・49号で特殊車両の指導取締りを2日間実施

特殊車両の通行は、橋梁・トンネル等の道路施設に重大な影響を与えるため、道路法第47条の2第1項の規定に基づく道路管理者の通行許可が必要です。

また、通行許可を得ている特殊車両は、許可内容を遵守して通行する必要があります。

磐城国道事務所では、このたび管内の国道6号及び49号で特殊車両の指導取締りを行い、指導・警告を行いました。

当事務所では、道路構造の保全及び事故等の危険防止のため、特殊車両の指導取締りを実施してまいります。

特殊車両指導取締り結果

(台)

路線	実施日時	指導・取締り 実施場所	対象 車両	通行許可 遵守車両	違反内容	
					許可証 不携帯	無許可
国道 6号	平成30年8月23日(木) 14:00~16:00	新地町駒ヶ嶺字山中地内	4	3		1
国道 49号	平成30年10月18日(木) 13:30~15:30	いわき市三和町中寺地内	5	2	2	1
計			9	5	2	2

○新地町での車両重量測定状況



○いわき市での車両寸法の測定状況



発表記者會等：いわき記者会、いわき記者クラブ、いわきふるさと発信課、南相馬記者クラブ

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所
TEL 0246-23-2211 (代表)
管理課長 表 康弘 (内線431)

道路法に定められている車両制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。

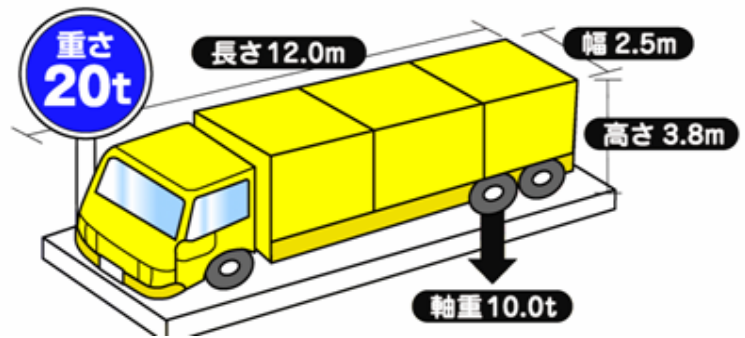
この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

車両の諸元		一般的制限値 (最高限度)
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル (高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量	20.0トン (重さ指定道路は25.0トン)
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19.0トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

! 正しい基準を守りましょう

これらの基準のうち
ひとつでも超えると、
「特殊車両」です。



違反大型車が道路構造物に与える影響

道路が傷ついています

大型の特殊車両は、法令により道路管理者の許可を受けて通行しなければなりません



重量が20%増になると → 橋にかかる負担は約9倍 → 多額の補修費がかかります
→ 道路にかかる負担は約2倍

違反大型車が道路交通に与える影響

- セミトレーラが対向車線にはみ出し、普通乗用車と接触し横転
- 当該車両は特殊車両通行許可を取得せずに走行



- セミトレーラが交差点を右折した際、積荷のワイヤーロープが切れ、積荷が落下
- 当該車両は特殊車両通行許可を取得せずに走行

